

ILOハラスメント禁止条約の批准を求める意見書

2019年に開催された国際労働機関（ILO）総会で、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約が日本政府も含め賛成で採択され、21年6月に同条約が発効しました。

条約は、仕事における暴力とハラスメントはディーセント・ワークと両立せず、容認できないと認めています。そして、保護すべき対象を正規や派遣、パートなどの契約上の地位にかかわらず、全ての労働者をはじめ、インターンを含めた訓練中の人、雇用が終了した人、ボランティア、求職者など幅広く定めています。また、暴力及びハラスメントの発生場所を、職場だけに狭めず、休憩・食事の場所、通勤中の行為、電子メールなどのやり取りの過程なども含むものとしています。

しかし、日本政府は現時点で条約の批准にはいたっていません。2019年の労働施策総合推進法の改定では、行為そのものの禁止や罰則が盛り込まれず、企業に相談窓口の設置などのパワーハラスメントの防止策に取り組むことを義務付けるにとどまりました。

現在、職場における暴力とハラスメントによる被害は後をたちません。厚生労働省の発表によれば、パワーハラスメントに関する相談では、2023年度に62,863件となっています。被害者救済と被害の根絶を進めるために、日本でも対策が急務となっています。

よって、国会および政府におかれては、仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約を早急に批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月13日

北海道根室市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、厚生労働大臣